エコマーク商品類型 No.101

「かばん及びスーツケース Version1.0」
認定基準書（案）

―適用範囲―

A. 革製かばん
B. 布製ショッピングバッグ、トートバッグ
C. 布製かばん
D. 合成皮革製／人工皮革製かばん
E. その他のかばん
F. スーツケース、アタッシュケース

制 定 日　　2007 年 9 月 1 日（予定）　　(財)日本環境協会
有効期限　　2012 年 8 月 31 日　　エコマーク事務局

エコマーク商品類型No.101「かばん及びスーツケースVersion1.0」認定基準書(案)

C.布製かばん

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。併せて、リサイクル可能な部分が多く、回収システムが確立したスーツケースについても、廃棄物の削減につながるものとして、採り上げるものである。

２．適用範囲

外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の **70%以上が布製または繊物製**のかばんであって、「日本標準商品分類」に基づく「袋物」、「旅行用かばん（スーツケースを除く）」、「事務用かばん」、「学生かばん」、「スポーツ・レジャー用かばん」、「楽器用ケース」、「光学機器・ラジオ用ケース」、「職業用かばん」、「その他のかばん」のうち、別表 1 に示す製品。ただし、布製ショッピングバッグ、トートバッグは分類 B.で取り扱う。

３．用語の定義

処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
長期使用設計（ロングライフデザイン）	耐久性や機能の向上によって、消費者が製品を使用できる期間を延長することで、結果として資源及び廃棄物の削減（リデュース）につながる設計。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。ここでは、リサイクルにケミカルリサイクル繊維を含むものとする。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。
付属品	持ち手、肩掛けベルト、キャスター、内装用品をいう。
リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。

ポリマーリサイクル繊維	ポストコンシューマ素材およびプレコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄されたPETボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。

４．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型No.104「家庭用繊維製品Version2」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち4-1.(1)～(4)(6)(7)および4-2. (10)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更が無い旨を宣言することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品は、別表2「長期使用設計チェックリスト」において、10ポイント以上の項目に適合すること。

【証明方法】
本項目への適合を付属証明書に記載すること。および別表2「長期使用設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて、提出すること。

(2) 製品の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮すること。また、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。ただし、毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号へ適合していること。

【証明方法】※証明者＝申込者および製造工程担当事業者
製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。

(3) 製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表1の基準値に適合すること。

表1　ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月未満)	成人 (皮膚接触*1)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	検出せず	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下	厚生省令第34号 ISO/TS 17226 DIN 17226

＊1…直接肌に触れる可能性の高い製品

【証明方法】
製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

(4)製品に使用する色材において、別表3に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】※証明者＝製造工程担当事業者
製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

(5)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを順守していること。

【証明方法】
最終製造工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去5年間順守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(6)製品に使用されるプラスチック材料(本項では、繊維としての樹脂を含む)は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(7) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】
包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(8) 申込者は、エコマーク認定製品の長期使用のための体制を整備していること。体制の整備として、以下の要件を満たすこと。

・製品は機能回復のための修理（把手、ファスナー、裏地などの補修や交換など）が可能であり、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。また、その情報提供を行っていること。

・ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】
以下の内容をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。

・申込者が発行する、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと

・ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること

(9) 把手、ファスナー、肩掛けベルト部分に金属（鍍金を含む）を使用する製品は、使用する金属の種類および金属アレルギーに関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

記載例；「この製品は、把手部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（把手部分：チタン製）」

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(10) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。

【証明方法】
該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は別表1に示す対象製品毎で、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2)マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、申込者の選択により「長期使用設計」または「ロングライフデザイン」と記載するものとする。

エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version2」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に例を示す。

（株）××××
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

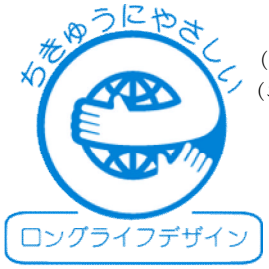

（株）××××
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

(3) エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規程第7条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。(「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定)

2007年9月 1日　制定予定（Version1.0）
2012年8月31日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表１　対象製品リスト

袋物	
ハンドバッグ ＊1	布製ハンドバッグ　(79512)
	天然植物繊維製ハンドバッグ　(79517)
小物入れ ＊2	布製小物入れ　(79522)
たばこケース	タバコケース　(8132)
ファッションバッグ ＊3	布製ファッションバッグ　(79542)
	天然繊維製ファッションバッグ　(79546)
その他の袋物	その他の袋物　(7959)
旅行用かばん	
トランク ＊4	その他のトランク　(796129)
ボストンバッグ ＊5	織物製ボストンバッグ　(796133)
	その他のボストンバッグ　(796139) ＊5
トレインケース	その他のトレインケース　(796149) ＊20
ショルダーバッグ ＊6	織物製ショルダーバッグ　(796153)
	その他のショルダーバッグ　(796159) ＊21
タウンバッグ ＊7	織物製タウンバッグ　(796163)
事務用かばん	
ブリーフケース ＊8	その他のブリーフケース　(796219)
書類入れかばん ＊9	その他の書類入れかばん　(796229)
システムケース	その他のシステムケース　(796249)
メンズバッグ	その他のメンズバッグ　(796259)
その他の事務用かばん	その他の事務用かばん　(79629)
学生かばん	
手提げかばん ＊10	織物製手提げかばん　(796313)
肩掛かばん	織物製肩掛かばん　(796321)
ランドセル	その他のランドセル　(796339)
幼児用かばん	その他の幼児用かばん　(796349)
うわばき入れ	その他のうわばき入れ　(796359)
スポーツ・レジャー用かばん	
キャディバッグ ＊11	織物製キャディバッグ　(796413)
ボウリングバッグ・ケース	その他のボウリングバッグ・ケース　(796429)
スキーケース・バッグ ＊12	織物製スキーケース・バッグ　(7964333)
ラケットケース・バッグ ＊13	その他のラケットケース・バッグ　(796449)
リュックサック ＊14	織物製リュックサック　(796453)
フィッシングバッグ ＊15	織物製フィッシングバッグ　(796462)
アイスバッグ	織物製アイスバッグ　(796472)
銃ケース ＊16	織物製銃ケース　(7964913)
その他のスポーツ・レジャー用かばん	他に分類されないその他のスポーツ・レジャー用かばん　(796499)
楽器用ケース	
管楽器ケース	その他の管楽器ケース　(796519)
弦楽器ケース	その他の弦楽器ケース　(796529)
打楽器ケース	その他の打楽器ケース　(796539)
楽譜入れケース	その他の楽譜入れケース　(796549)
光学機器・ラジオ用ケース	
ギャジットバッグ ＊17	その他のギャジットバッグ　(796619)
双眼鏡ケース ＊18	その他の双眼鏡ケース　(796629)
卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース	その他の卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース　(796639)
ラジオ用ケース	その他のラジオ用ケース　(796649)

職業用かばん	
工具用ケース ＊19	その他の工具用ケース　(796719)
ドクターバッグ	その他のドクターバッグ　(796729)
図のう	その他の図のう　(796739)
車掌用かばん	その他の車掌用かばん　(796749)
その他のかばん	
バスケット	その他のバスケット　(796919)
宝石入れケース	その他の宝石入れケース　(796929)
ネクタイケース	その他のネクタイケース　(796939)
キーケース	その他のキーケース　(796949)
ハットケース	その他のハットケース　(796959)
他に分類されないかばん	他に分類されないかばん　(79699)

＊1　ショルダーバッグ、クラッチバッグ及びポシェットを含む)
＊2　札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど
＊3　紙製ショッピングバッグを除く
＊4　フットロッカー及びキャビントランクを含む
＊5　ゴルフバッグを含む
＊6　エアバッグを含む
＊7　トートバッグ、カジュアルバッグ、ビーチバッグ、ミニチュアバッグ及びバニティバッグを含む
＊8　ダレスケース、エレガントケース及びミッチケースを含む
＊9　ハンディケース、スピードケース及び引手ポートフォリオを含む
＊10　二本手を含む
＊11　クラブヘッドカバーを含む
＊12　スケートバッグを含む
＊13　バットケース及びボールバッグを含む
＊14　ナップサック、ボンサック及び狩猟用リュックサックを含む
＊15　釣竿ケースを含む
＊16　狩猟用を含む
＊17　カメラケースを含む
＊18　顕微鏡ケース及び望遠鏡ケースを含む
＊19　部品用ケースを含む
＊20　化粧ケースを含む
＊21　エアバッグを含む

別表2　長期使用設計チェックリスト

型式名称

申請者

社　印

101V1基準C

チェック項目設定の考え方は、「解説」B-1項（5ページ）を参照ください

分類	No.	要求	対象	実現	獲得ポイント数	添付資料	ねらい
構造と縫製	1	本体のまとめの縫製は二度縫いがされているか。	本体部分	はい / いいえ	1	なし	糸のほつれ防止
	2	特に力が掛かりやすい部分は二度縫い、バータック加工（棒状の補強縫製）、並縫いの途中の返し針、鋲・カシメ・リベット止めなどの補強がされているか。	把手やショルダーの付け根部分、ポケット部分	はい / いいえ	1	本書類に補強の内容を記入 （　　）	糸のほつれ防止
	3	縫合部の生地の切り口は、裁断面が表に出ないような縫製がされているか、あるいは縁を縫い付ける、パイピングを行うなどのほつれ防止対策がされているか。	本体の縫合部	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入 （　　）	糸のほつれ防止
	4	裏地の取付箇所は、補強縫製がされているか。	本体裏地の取付箇所	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入 （　　）	糸のほつれ防止
	5	ファスナーの取替え（縫い直し）を前提に設計がされているか。	本体のファスナー開口部	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	6	磨耗しやすい部分は、他の部分より丈夫な生地を用いる、補強部材でガードするなどの対策がされているか。	本体部分（かど）、把手	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入 （　　）	長期使用の促進
	7	製造事業者（製品企画者を含む）は、申込製品の企画段階からフィールドテストを行い、不具合が発生しないか、あるいは不具合が出た箇所について対策を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	8	縫い目から生地が破断してしまわないよう、生地の材質に応じて、適正な縫い目のピッチ（間隔）で縫製を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
材料の選択	9	表地の[x]%以上にリサイクル繊維、または再生プラスチックを使用しているか。	製品全体（表地）	X≧50	3	繊維材料リスト（記入表101-9）および原料供給証明書（記入表101-5）	環境負荷低減効果
				X≧40	2		
				X≧20	1		
	10	ファスナーは、JIS S3015の強度規格を満足するものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	採用するファスナーがJIS規格に適合していることを証明する試験結果（JIS認定工場の写しでも可）	長期使用の促進
	11	ファスナーは、スライダーの交換が可能なものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	12	縫製糸は、ナイロン糸や、番手の太いもの（20番以上）を採用しているか。	製品全体（主要部分）	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	13	生地は、たて糸・よこ糸の太さが太いものや、強撚糸ナイロン、アラミド繊維ナイロン（バリスティックナイロン）など強度に優れたものを採用しているか。	製品全体（主要部分）	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入 （　　）	長期使用の促進
	14	生地は、JIS L0849にもとづく摩擦染色堅牢度が乾燥・湿潤ともに3級以上のものを採用しているか。	製品全体（主要部分）	はい / いいえ	1	JIS L0849にもとづく試験結果（写しでも可）	長期使用の促進
	15	金具同士が擦れ合う箇所は、摩擦に強い金属（鉄など）を採用しているか。	肩ひもの取り付けフック部分など	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入 （　　）	長期使用の促進
長期使用化	16	1年間以上（ランドセルについては、6年間以上）の長期保証制度が用意されているか。なお、長期保証制度は、保証開始日と保証期間、ならびに保証内容（保証対象となる部分、請求できる内容（修補請求など））を明確にしていることを条件とする。	製品全体	はい / いいえ	3	製品の長期保証制度の概要を説明する資料（品質保証書など）	長期使用の促進

合計　　**ポイント**　⇒　**判定：**　**適合 ・ 不適合**

＊10ポイント以上を適合と判定する

別表3

使用が禁止される染料リスト（**繊維**）

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの）

発癌性ランク（Ａ１）		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（Ａ２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylidine	2B(NTP,IARC)
60-90-3	4amino-azo-benzen	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2932-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex

	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100